おおた　みんなのつどいプロジェクト表彰実施要綱

令和６年４月10日

おおた　みんなのつどいプロジェクト実行委員会

（目的）

第１条　この要綱は、おおた　みんなのつどいプロジェクトの取組の一つとして、障がい理解を取り入れた地域活動等（以下「地域活動」という。）を表彰すること（以下「表彰」という。）により、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第７条に規定する地域社会における共生、差別の禁止等の基本原則に関する区民の関心及び理解が深まることを目的とする。

（事業内容）

第２条　表彰の対象となる地域活動は、障がいのある人もない人も笑顔になるものであり、かつ、大田区内の各地域において障がい理解を実践的に取り組んでいる内容とする。また、地域活動の内容は、広く周知できるものでなければならない。

(対象外の活動)

第３条　次に掲げる地域活動は、対象外とする。

（１） 営利目的の活動

（２） 宗教、政治活動

(応募資格)

第４条　大田区内で活動実績がある団体、企業等とする。

（応募方法）

第５条　応募は、「おおた　みんなのつどいプロジェクト表彰応募用紙」（別記様式）に地域活動の内容を記入して提出するものとする。応募にあたっては、自薦他薦を問わない。ただし、他薦の場合、地域活動主体からの同意を得たものでなければならない。

1. 地域活動の実施前に応募する場合は、開催の案内等を添付すること。
2. 地域活動の実施後に応募する場合は、事業の案内、写真等実施したことがわかる資料を添付すること。ただし、応募及び写真の添付等について参加者等から同意を得なければならない。
3. 提出先

事務局（大田区福祉部障害福祉課）

（募集期間）

第６条　令和６年５月１日から令和６年９月30日までとする。

（審査、表彰）

第７条　応募のあった地域活動の中から「おおた　みんなのつどいプロジェクト実行委員会」（以下「実行委員会」という。）で審査の上、先進的な取組などを障害者週間に表彰するものとする。

（その他）

第８条　その他必要な事項は、実行委員会が別に定める。

付　則

　この要綱は、令和６年４月10日から施行する。